

タの高度利用により、簡便法ながら公会計に貸借対照表を作成しようと言う試みがなされています。

本区の場合も、会計制度が、国の地方自治法に縛られている事は、重々承知していますが、必要な事であれば、国が法律を改めるのを黙って待つだけでなく、自治体の側から主体性を持って、国に法改正

を求めていく事が、地方自治の望ましい在り方と考えますが、区長の所見をお聞かせ下さい。

○室橋区長答弁（抜粋）：

国や他区の状況を踏まえつつ、導入に向けて調査研究したい。

ご意見・ご質問は03-5626-0481（阿部悠逸）まで。

憲法は国民の名によって制定すべきだ (2)

－9月号(1)からの続きです－

【主たる事実の検証】

1. 日本国憲法の冒頭部分。

ちん 朕は、日本国民のそいう 総意に基いて、新日本建設のいしずえ 礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、すうみつこもん 枢密顧問のしじゅん 諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正をさいか 裁可し、ここにこれをこうふ 公布せしめる。

※要するに宇宙万物の支配者たる天帝の子である天皇は臣下の申し出た憲法改正に許可を与えて公布してやった。と書いてある。

<言葉の意味>

【朕】(み)：《代名》天子・国王の自称。「一は国家なり」

【天子】(てんし)：天帝にかわって天下をおさめる者。皇帝。「天王テンノウ・天人テンジン」▽天帝の子の意。「天子穆穆穆穆」〔・論語〕・〔国〕天皇のこと。

【天帝】(てんてい)：〔文〕・天を治め万物を支配する神。造物主。・キリスト教で、神。ヤーヴェ。エホバ。・帝釈天タイシャケン。

【天皇】(てんのう)：日本国の君主。国王・皇帝などに相当する呼称。すめらぎ。すめろぎ。すめらみこと。みかど。・明治憲法下では大日本帝国の元首。日本国憲法では日本国および日本国民統合の象徴。・上皇。法皇。・現アツツ神。現アツツ御神。現人神アラヒガミ。上様。禁裏様。主上。聖上。天皇陛下。・〔ひゆ的に〕その世界で絶対的な権力を持つ人。「財界の一」

【〔天皇〕制】(てんのうせい)：天皇が君主として国を治める政治体制。・明治維新以後成立した、天皇の独占的統治権を中心とする官僚制による絶対主義的な政治体制。第二次世界大戦の終了によってくずれた。・現憲法下における国の象徴としての天皇の制度。

【総意】(そうい)：〔その事に関係のある〕全部の人の意見・考え。全員の意味。「一に基づいて決める」

【礎】(いしづえ)：(一ずゑ)〔石を据える意〕・家の柱の下に置く石。土台石。礎石。柱石。・古址。旧址。遺址。残礎。柱礎。・物事のもととなる大切な・もの(人)。基礎。「国家の一となる」

【枢密】(しゆみつ)：政治上秘密にすべき事がら。・「枢密院」の略。

【諮詢】(しじゅん)：咨問。上の者が下の者に公の問題について意見を求め相談する。「諮詢」

文京区 大山悦男

「詔問」・「詔謀」。「朝廷毎有災異疑議、輒詔問之」朝廷ニ災異疑議有ルゴトニ、スナハチコレヲ詔問ス」〔・後漢書〕「詔諭善道、察納雅言=善道ヲ詔諭シ、雅言ヲ察納ス」〔・諸葛亮〕

【裁可】(さいか)：《名・他サ》君主が臣下から出された議案に許可を与えること。・裁許。

【公布】(こうふ)：《名・他サ》・広く一般に知らせること。・〔法〕新しく定められた法律・条約などを広く国民に知らせること。「新憲法を一する」・告示。

2. 憲法第1条【天皇の地位・国民主権】天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の在する日本国民の総意に基く。

※一度も総意の確認が行われた事実はない。

3. 憲法第2条【皇位の継承】皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

※皇位は法の下での平等を超越し出生によって差別された者のみが継承し国民の意思は考慮されない。

4. 憲法第6条【天皇の任命権】。第7条【天皇の国事行為】

※一応憲法第3条【天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認】、第4条【天皇の機能の限界、天皇の国事行為の委任】によって内閣の助言と承認を必要とされているが天皇が内閣の助言に従わなかった時の対応を定めていないので国政の崩壊を招きかねない。

5. 刑事訴訟法第247条【国家訴追主義】公訴は検察官がこれを行う。

刑事訴訟法第248条【起訴便宜主義】犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

建築審査会法第41条【検事正の職責】検事正は、前条の規定により議決書謄本の送付があった場合において、その議決を参考にし、公訴を提起すべきものと思科するときは、起訴の手続きをしなければならない。

※要するに民事訴訟以外の裁判は役人以外起こすことが出来ない。法律の解釈運用は広範な役人の裁量に任されており、例えば国民の代表者で組織する検察審査会の裁定であろうと従う義務はない、どんな犯罪であろうと検察官の思惑次第で事件にすらならないのである。

「参考辞書 グランド字スハ」

及び平凡社デジタル世界大百科による。」